

■議案第51号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

平成29年5月に公布され来年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

会計年度任用職員制度の運用にあたり、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、新たに定めることとなるため、この条例に規定されている会計年度任用職員に移行する非常勤職員の勤務時間に関する規定を削除します。

【新旧対照表】

四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成18年四万十町条例第29号)	
改正後	改正前
<u>第12条 削除</u>	<u>(非常勤職員の勤務時間)</u> <u>第12条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)の勤務時間は、日々雇い入れられる非常勤職員については1日につき8時間を超えない範囲内において、その他の非常勤職員については常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内において、任命権者の定めるところによる。</u>

【根拠法令等】

「議案第49号～議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照